平成２３年（フ）第４４３号
兵庫県川辺郡猪名川町林田字下川８番地の18
債務者　島田　信行
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２７号
広島県福山市多治米町２丁目18番23号、旧住所広島県福山市城見町１丁目４番38―1101号フローレンス城見町グランドアーク
債務者　野島　祐司
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３２８号
広島県福山市多治米町２丁目18番23号、旧住所広島県福山市城見町１丁目４番38―1101号フローレンス城見町グランドアーク
債務者　野島　直美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第９０１号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目18番３号
債務者　石井　宏明
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９９４号
北九州市若松区中畑町４番30―102号
債務者　門田　重雄
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１００３号
北九州市小倉北区竪町１丁目６番13―902号
債務者　上山　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３０号
北九州市八幡西区平尾町９番１―509号
債務者　藤村　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４８号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1540番地８　丸の内団地Ｂ棟106号　武藤昭方
債務者　武藤　達也
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６５号
北九州市門司区奥田５丁目３番１―10号
債務者　杉田　誠
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６９号
北九州市門司区新開13番４―204号
債務者　小浦めぐみ（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８５号
北九州市小倉北区中井１丁目19番１―204号
債務者　山本　繁
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９９号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番12―402号
債務者　菊池　秀子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子964番地３　グリーンベール101号、旧住所岩手県岩手郡雫石町上野野中87番地１
債務者　野中　幸恵
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２６号
福島県郡山市富田町字舘南46番地の11　双葉第三ハウス102号
債務者　松崎　昌彦
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３０３５号
名古屋市北区山田４丁目15番27号　市営山田北荘119号
債務者　永田　裕司（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１８号
神戸市長田区房王寺町６丁目２番７号
債務者　大本カネ子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０９号
神戸市須磨区一ノ谷町１丁目１番10―502号、従前の住所神戸市須磨区一ノ谷町１丁目１番２―406号
債務者　矢引　一忠
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部